

令和4年9月22日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、真正ボクシングジム（以下「真正ジム」という）所属ボクサーである柳井妃奈実（ライセンスNo.49706）選手を令和 4 年 8 月 31 日より 6 カ月のライセンス停止処分とする。

理由： 真正ジム柳井妃奈実選手は、令和 4 年 9 月 1 日の試合の前日計量において 0.6kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は柳井妃奈実選手を令和 4 年 8 月 31 日より 6 カ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、真正ジムのマネージャーである西田祥士（ライセンスNo.44632）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、西田祥士が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション